

白山市家庭用防災用品購入費助成金制度

白山市では、各世帯の家庭用防災用品の購入に対して助成をしております。災害の発生に備え、日ごろから防災用品を準備しておきましょう。

○助成対象

	Aグループ	Bグループ
対象品目	<p>保存水・保存食・携帯トイレ ↑3つとも購入必須! ※保存水・保存食は保存期間が3年以上のもの +感染症予防のための マスク、手指消毒剤、使い捨て手袋 (任意) +非常用持ち出し袋セット (任意) ※内容物の単品購入は対象外</p>	<p>住宅用火災警報器 ※新築に伴う設置を除く 感震ブレーカー 家具転倒防止器具</p>
対象者	<p>市内在住の方 ※同一世帯につき5年毎に1回限り</p>	<p>市内在住の方 ※同一世帯につき10年毎に1回限り</p>
助成対象額	<p>購入費の<u>3分の1以内</u> (100円未満の端数切り捨て) 限度額3,000円</p>	<p>購入費の<u>3分の1以内</u> (100円未満の端数切り捨て) 限度額3,000円</p>

※各グループそれぞれについて助成の対象となります。

※購入金額は、値引きやポイント使用分を差し引いた実費支払額です。

○申請方法・申請先

次の書類を、防災用品購入後おおむね1ヶ月以内に危機管理課または各支所総務課、各SC市民サービス課まで提出してください。

(カードでお支払いの場合は、カードの引落明細発行後、速やかに提出してください。)

- (1) 助成金交付申請書
- (2) **領収書(販売者の押印があるもので、申請者の氏名、購入した防災用品の品名及び金額が明記してあること)の原本** ※レシート不可
- (3) 購入品の写真(全体写真で可)
- (4) 振込先が確認できる通帳の写し

※通信販売で購入された場合は、領収書に代えて以下のものが必要となります。

カード払いの場合:納品書(購入明細書)+クレジットカードの引落明細書

代金引換の場合:納品書(購入明細書)+代金引換領収書

現金書留、銀行振込、コンビニ決済の場合:納品書+領収書

※予算の都合上、翌年度以降の助成となる場合があります。また、書類の記載内容により、追加で書類の提出をお願いすることがございます。あらかじめご了承ください。



○問い合わせ先 総務部危機管理課 274-9536